

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 8 号に規定する固定式刺し網漁業（建網漁業）につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 8 年（2026 年）5 月 15 日

熊本県知事 木村 敬

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 漁業名称         | 漁業種類 | 操業区域      | 漁業時期                     | 船舶の総トン数<br>及び推進機関の馬力数  | 許可又は起業の認可<br>をすべき船舶の数 | 漁業を営む者の資格  |
|--------------|------|-----------|--------------------------|--|-----------------------|--|
| 固定式刺し網<br>漁業 | 建網漁業 | 別記 1 のとおり | 別記 1 のと<br>おり            | 船舶の総トン数：定めなし<br>推進機関の馬力数：定めなし<br><br>(許可後は、許可証に記載さ<br>れた総トン数及び馬力数) | 1 隻                   | 1 天草市有明町大島子に住<br>所を有する者<br>2 熊本県の漁船登録を受け<br>た漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網<br>漁業 | 建網漁業 | 別記 2 のとおり | 1 月 1 日から<br>12 月 31 日まで | 船舶の総トン数：定めなし<br>推進機関の馬力数：定めなし<br><br>(許可後は、許可証に記載さ<br>れた総トン数及び馬力数) | 4 隻                   | 1 天草市有明町大島子に住<br>所を有する者<br>2 熊本県の漁船登録を受け<br>た漁船の所有者又は使用者 |
| 固定式刺し網<br>漁業 | 建網漁業 | 別記 1 のとおり | 別記 1 のと<br>おり            | 船舶の総トン数：定めなし<br>推進機関の馬力数：定めなし<br><br>(許可後は、許可証に記載さ<br>れた総トン数及び馬力数) | 2 隻                   | 1 天草市有明町赤崎に住<br>所を有する者<br>2 熊本県の漁船登録を受け<br>た漁船の所有者又は使用者  |
| 固定式刺し網<br>漁業 | 建網漁業 | 別記 2 のとおり | 1 月 1 日から<br>12 月 31 日まで | 船舶の総トン数：定めなし<br>推進機関の馬力数：定めなし<br><br>(許可後は、許可証に記載さ<br>れた総トン数及び馬力数) | 1 隻                   | 1 天草市有明町赤崎に住<br>所を有する者<br>2 熊本県の漁船登録を受け<br>た漁船の所有者又は使用者  |

| 漁業名称         | 漁業種類 | 操業区域    | 漁業時期    | 船舶の総トン数<br>及び推進機関の馬力数  | 許可又は起業の認可<br>をすべき船舶の数 | 漁業を営む者の資格                                     |
|--------------|------|---------|---------|--|-----------------------|---|
| 固定式刺し網<br>漁業 | 建網漁業 | 別記1のとおり | 別記1のとおり | 船舶の総トン数：定めなし<br>推進機関の馬力数：定めなし<br><br>(許可後は、許可証に記載された総トン数及び馬力数) | 2隻                    | 1 天草市五和町に住所を有する者<br>2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者 |

## 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年(2026年)5月15日から令和8年(2026年)5月22日まで

## 3 備考

(1) この公示に係る許可の有効期間は、令和8年(2026年)6月1日から令和11年(2029年)5月31日までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、次に掲げる内容の条件を付する。

- 1 同時に使用する網具の全長は、750メートルを超えてはならない。
- 2 網丈は、2メートルを超えてはならない。

## 別記 1

### 操業区域

1月1日から12月31日まで

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の区域。ただし共同漁業権漁場内を除く。

ア 天草市五和町鬼池灯台

イ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線の延長線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点

ウ イから上天草市松島町高杓島を見通した線とエから長崎県南島原市吉川鼻を見通した線との交点

エ 天草市有明町赤崎東側堤防突端

1月1日から4月15日まで

次のア、イ、ウ、エ、オ、カの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた熊本県海域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 長崎県瀬詰崎から熊本県天草市五和町天神山を見通した線の延長線が最大高潮時海岸線と交わるころ

イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天草市五和町天神山を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からウを見通した線の交点

ウ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻

エ ウから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とオから上天草市松島町高杓島山頂を見通した線との交点

オ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点

カ 天草市五和町鬼池灯台

4月16日から5月31日まで

次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次に結んだ線及び最大高潮時海岸線により囲まれた熊本県海域。ただし、共同漁業権漁場内を除く。

ア 長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線と天草郡苓北町富岡曲崎南端からイを見通した線との交点

イ 長崎県南島原市南有馬町吉川鼻

ウ イから天草市有明町赤崎東側堤防突端を見通した線とエから上天草市松島町高杓島山頂を見通した線との交点

エ 天草郡苓北町富岡北端から天草市五和町鬼池引坂突端を見通した線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点

## 別記2

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ線以南の区域。ただし共同漁業権漁場内を除く。

ア 天草市五和町（以下、「五和町」という。）鬼池灯台

イ 天草郡苓北町富岡北端から五和町鬼池引坂突端を見通した線の延長線と長崎県南島原市愛宕山山頂から同県同市口之津灯台を見通した線の延長線との交点

ウ イから上天草市松島町高杓島を見通した線とエから長崎県南島原市南有馬町吉川鼻を見通した線との交点

エ 天草市有明町赤崎東側堤防突端